法第4条第2項の金額の 算定に関する省令の一部改正について (案)

平成19年3月 農林水産省 「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」第4条第2項の規定により、収入減少影響 緩和交付金の金額の算定に関する省令の一部を改正するに当たり、同条第3項の規定により、食料・農業・農村政 策審議会に諮問。

[算定省令のポイント]

収入減少影響緩和交付金については、対象農業者ごとに、

標準的収入額と前年度収入額の差額のうち、自らの経営努力で対応する部分として当該差額の1割を控除した残り9割について、 対象農業者自らが予め積み立てる積立金と、国からの交付金の範囲内で対応(1割の収入下落に対応、積立金と交付金は1対3の割合)することとし、

その際、農業災害補償制度に基づく農業共済の共済金相当額が算出される場合は、それをにより算出される金額から控除して算定

[算定省令の一部改正のポイント]

農業災害補償制度における大豆及びでん粉の製造の用に供するばれいしょの全相殺方式の最高補償割合が、それぞれ8割から9割に引き上げられるため、算定省令第2条に定める、当該対象農産物の割合について、それぞれ「8割」を「9割」に改める(P3参照)。

(参考)「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」(平成18年法律第88号)

(第4条第1項)

政府は、毎年度、予算の範囲内において、当該年度の前年度における対象農産物に係る収入の額として農林水産省令で定めるところにより対象農業者ごとに算出した額(以下「前年度収入額」という。)が、対象農産物に係る標準的な収入の額として農林水産省令で定めるところにより対象農業者ごとに算出した額(以下「標準的収入額」という。)を下回った場合には、これによる対象農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するため、対象農業者(収入の減少がその経営に及ぼす影響を緩和するための積立金であってその額その他の事項が農林水産省令で定める基準に適合するものを積み立てているものに限る。)に対し、交付金を交付するものとする。

(注)「前年度収入額」及び「標準的収入額」については、それぞれ「農業の担い手に対する経営 安定のための交付金の交付に関する法律施行規則」(平成18年農林水産省令第59号)第 11条及び第12条で規定(次頁参照)。

(第4条第2項)

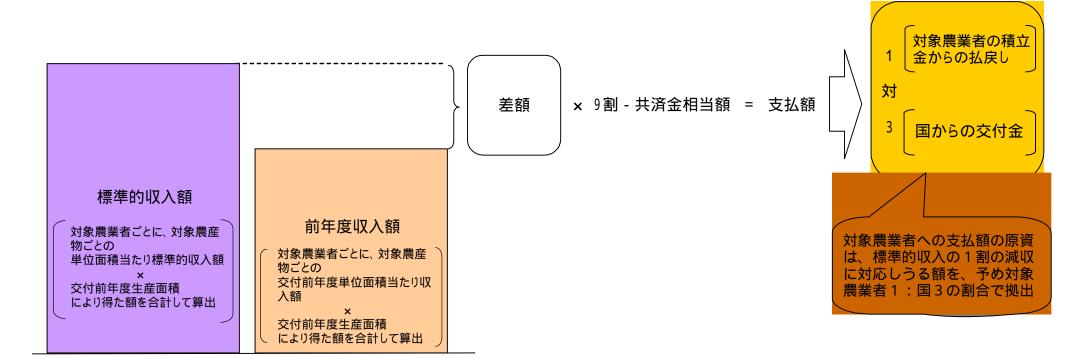
前項の交付金の金額は、対象農業者ごとに、標準的収入額と前年度収入額との差額、当該差額の発生がその農業経営に及ぼす影響及び収入の減少に備えて行われる取組の状況を考慮して農林水産省令で定めるところにより算定した金額とする。

(第4条第3項)

農林水産大臣は、前項の農林水産省令を制定し、又は改正しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

交付金の算定方法

交付金額 = {(標準的収入額 - 前年度収入額) × 0 . 9 (差額の9割) - 共済金相当額 } × 0 . 7 5 (交付金の割合)

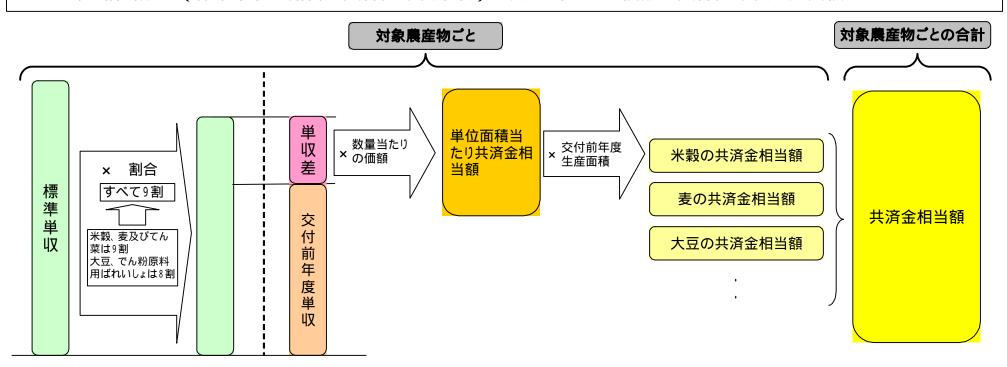


- (注1)「単位面積当たり標準的収入額」は、対象農産物ごとに、過去5ヵ年の各年度における販売価格に単収を乗 じて得た額の最高と最低を除いた3年平均(5中3)により算出
- (注2)「交付前年度単位面積当たり収入額」は、対象農産物ごとに、交付前年度における販売価格に単収を乗じて 得た額

共済金相当額の算定方法

- 収入減少影響緩和交付金は、販売価格の下落又は収量の減少による収入の減少の一定割合を補てんするが、自然災害等による一定以上の収量の減少がある場合には、別途農業災害補償制度によって補てんがされる場合があることから、両制度の補てんが重複しないよう、収入減少影響緩和交付金の算定上、その重複を控除することが必要
- 対象農産物ごとに、交付前年度単収が、標準単収に対象農産物ごとに定める割合を乗じた数量を下回る場合は、 農業災害補償制度が発動したとみなし、共済金相当額を算定

共済金相当額 = (標準単収×割合 - 交付前年度単収)×数量当たりの価額×交付前年度生産面積

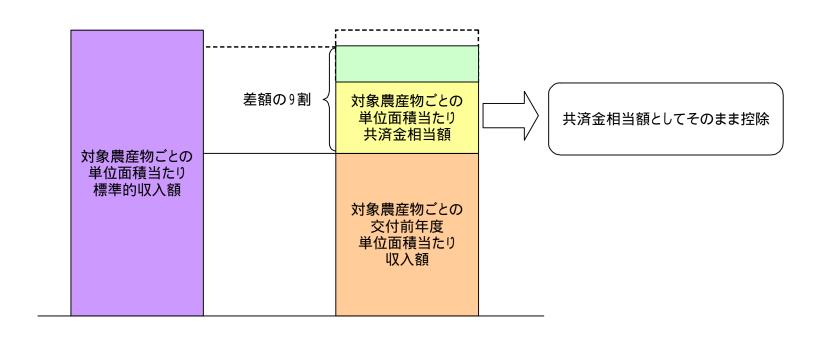


- (注1)「標準単収」については、米穀は農林水産統計の都道府県ごとの10 a 当たり平年収量、米穀以外は農業災害補償制度において農林水産省経営局長が都道府県に 通知する単位面積当たり収穫量。
- (注2)「割合」については、農業災害補償制度における全相殺方式の最高補償割合。
- (注3)「数量当たりの価額」については、農業災害補償制度における単位当たり共済金額のうち販売価格相当金額の最高額。

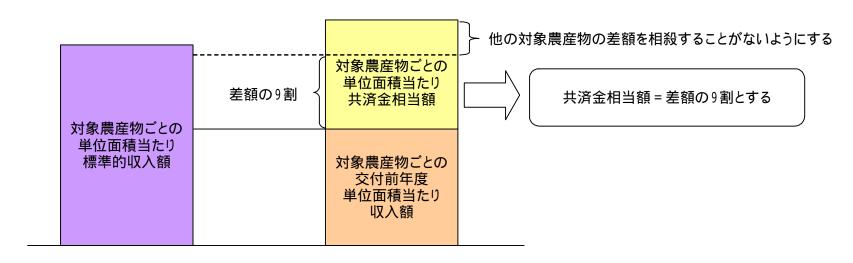
対象農産物ごとの共済金相当額の調整

・対象農産物ごとに単位面積当たり共済金相当額を算定するが、その算定額が他の対象農産物の収入の差額を相殺することがないよう必要な場合は調整し、農業者の共済金相当額として控除。

基本



単位面積当たり共済金相当額が、差額の9割を上回った場合



交付前年度単位面積当たり収入額が、単位面積当たり標準的収入額を上回った場合

